

## 堂島米会所と「正米受引の仕法」

著者	津川 正幸
雑誌名	關西大學經濟論集
巻	23
号	2-3
ページ	A320-A302
発行年	1973-10-20
その他のタイトル	The Mode of Transaction in Dojima Rice Exchange
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10112/14965">http://hdl.handle.net/10112/14965</a>

## 堂島米会所と「正米受引の仕法」

津 川 正 幸

## 一

明治初年における常島米会所の再興については、すでに拙稿「堂島米会所についての覚書」<sup>①</sup>において、その概略を述べた。しかしながら、堂島米会所再興請願の願書・規則書にもりこまれたとされている仕法―赤間関米会所において、文久二年以来実施されていたという「正米受引の仕法」―の全貌は明らかでなく、また、その仕法がそのまま皆堂島米会所の規則にうつし入れられたのか、あるいは既に旧幕時代の堂島米会所の仕法の中に、同類の仕法があったのではなかったか。したがって参考にしただけではなかったか。そのことは、再興請願の代表者の一人は、佐賀出身の武富辰吉、いま一人は、長州出身の磯野小右衛門で、生粋の大阪商人ではなかったこと。はたして旧来の堂島浜方仕法を熟知していたであろうか。など、なお若干の疑問を残している。

ところで、「正米受引の仕法」の名称そのものの定法あるいは規則書の類は残っていないようである。昭和四十七年七月、下関市立図書館長中原雅夫氏の御好意により、長府図書館所蔵の関係文書を見る機会が与えられたが、なお

筆者の疑問に答えてくれるに充分な文書、ズバリそのものを得ることはできなかった。勿論、そのことは同長府図書館の不備によるものではない。そのような文書はすでに散逸してしまっていたか、または書き残されなかったか何れとも詳かでなく、むしろ無い物ねだりの筆者の慾深さによるものである。ともあれ、同図書館の方々の好意にも答えるべく、不十分ながら、本稿において、堂島米会所規則と、赤間関「前売買定法」および東京貿易商社「米規則」を比較検討し、「正米受引の仕法」に関する疑問を少しでも明らかにしようとするものである。

## 二

堂島米会所の米穀取引は、享保十五年（一七三〇）の米会所公許以来、取引仕法の改正は屢々なされているけれども、取引方法は、正米取引と定期取引（帳合米・石建米・空米取引）の二種類である。しかも正米取引と帳合米取引とは密接に関連づけられ、正米取引は、取引上の危険分散のために帳合米取引へ懸繫ぐ（ヘッジング）ことができ、帳合米取引はそれによって正米取引、価格決定をリードして米価を平準化する役割を果す仕組みになっていた。

問題は、取引を確実にし、相場そのものに奔走する投機的取引を抑止することである。そうでなければ、その時どきの為政者によって発せられた禁止令の対象となったところの、相場の暴騰・暴落という乱高下を生じ、経済界を混乱させる反社会的な商行為に墮してしまうのである。そこで、その歯止めとして、取引の一定の範囲をこえる売買高と相場の高下に対する証拠金の提出と、決済方法が定められるのであるが、「正米受引の仕法」もその一つである。ところで、旧幕時代以来、堂島米市場でなされた正米・帳合米取引の決済は、

「正米商ひハ即日代銀・切手取渡しするか定法也」<sup>②</sup>であつて、買方は代銀・売方は米切手の受授で取引は終了する。帳合米取引は、

「二季とも、初市より限市までの間に、上鞘・下鞘の商ひすることハ、正米直段ハ万俵に拘る故、此高下ニ寄、世上の景氣・不景氣ハもとより、其外何ニよらず、一切のことかすべて帳合米直段に移る也。因之、当地ハ勿論、諸國有米の多寡并氣候の寒暖、晴雨の善惡、米穀の熟・不熟等に見込を附けて、上鞘・下鞘と商ひすること也。正米直段より帳合米の方下直を下さやと言、高直を上さやと言、直開きなきを無さやといふ。」<sup>③</sup> ように、日にちに、帳合米直段と正米直段の差額(さや)をあきなうわけで、一季(正月八日から四月廿七日まで)の取引では、限月限日の四月廿七日の以前に、

「前々より売立・買立にて両替入にして、思入れを付て置たる立米を、限日三日已前までの内ニ、不殘双方より立埋をする也。」<sup>④</sup> すなわち、売買の差引で売玉の多い場合は、多い分だけ買つて買埋め、買玉の多い場合は、多い分だけ売つて売埋め、売玉・買玉の差をなくして差金決済をして済ませるわけである。

ところで、すべての取引が、売埋め、買埋めによつて差がなくなるわけではない。場合によっては、差が残ることもあるわけで、そのような場合の決済方法も考えられていた。すなわち、「正銀正米取渡仕法」<sup>⑤</sup>である。

「正銀正米取渡仕法は、元文二巳年より始りたる由、尤帳合米御免許の時より年数も立ざること故、人氣もさして卑劣にはなく、勿論定法は仲買一統等弁へ居ることなれども、取締宜しくなるべき為の心得方にて、限日には、帳合米は正米切手にて取渡出来るといふ趣意を以て、取極めたる仕法なり、これ則ち正帳さやか寄るといふ証拠のため

に、正銀・正米と唱へる也、正銀・正米の取渡になるハ、限市ニ正帳鞘よらぬときのことなり、此取渡高・當時は三千式百石ニ定、両替仲間ニ取渡させるなり。上鞘の時は、買方の者帳合直段の代銀を両替へ渡し、切手請取、下さやの時ハ、売方の者帳合米直段の代金を請取、切手を渡すなり。」ときめられていて、上鞘の場合は正米直段よりも帳合米直段が高いので、買方が代銀を支払って米切手を買取り、下鞘の場合は、売方が、帳合米直段が低いので、米切手を渡して代銀を受取るという、正米直段を中心に、それより高きは買方に、低きは売方につける定めであった。いいかえれば、正米（米切手）は常に高きにつく取極めである。

### 三

米会所においては、いつの時代にも売買取引を確実にし、混乱をさけるために、諸種の工夫をこらし、時宜にあつた規則を定め、あるいはそれを改正する努力がはらわれている。そこで、年代的には若干のひらきはあるけれども、まず明治二年（一八六九）十二月の堂島米会所再興請願時の規則書と、文久二年（一八六二）の赤間関「前売買定法」<sup>⑥</sup>を比較し、規則の類以・差異を見ることにする。「前売買定法」は、表題年月日は「入門者從掟 入商者當從法令右堅可相守者也 文久二戌正月」となっているが、おさめる定は五種のものからなっており、全十七条からなる文久元年西六月の定と、同全十九条の定と、西十月・西八月・戌正月の間屋中請書がその内容である。ここでは十七条の定を甲、十九条の定を乙とし、堂島米規則に見合う条文だけを抜率し、条文順に番号を付し、全文を掲げなかつた。

## 規則書

一 御蔵撰津米 拾石建

一 売買手附金五兩、即日会所へ差入可申事、但二兩二步高下有之候ハ、追入金可致、若入金及延引候時ハ米切付候事、

一 限月正午刻限、請方ハ会所へ代金相備エ、渡シ方ハ米ノ銘柄蔵付相認差出候事

但刻限致延引候ハ、過怠トシテ、代価高ノ三步取上、相手方へ差遣シ候、尤モ双方共不都合ノ節ハ、右金双方ヨリ会所へ取上ケ致無帳ニ候事

一 蔵付米若相違候ハ、過料代金高三步ツツ取上ケ、受方へ差遣シ候事

但米請渡場所ノ儀ハ、大阪四組内ニ限候事

一 一代米格付ノ通請渡可致事

一 諸蔵本米ノ儀ハ、桝例ニ不及致受引候得共、其ノ余ノ米ハ、市中通用ノ通り計リ立、右ヲ以受渡シノ事

但請渡ニハ、会所ヨリ立会候ニ付、桝取等致候者会所ヨリ差出候事

一 濡沢手米・輕俵ノ儀ハ、相当ノ直引相付可申候、尤モ大毛入、其外格別ノ悪米ハ請引不相成候事

堂島米会所と「正米受引の仕法」(津川)

## 前売買定法

甲<sup>一</sup> 一米百石ニ付 直段百五拾匁已上、

入銀金貳拾兩

直段百五拾匁以下、

入銀金拾六兩

但シ売買米共、切手直段より三匁高下之節、追入銀差入可

申候、万<sup>一</sup>御定法之追入銀差入不申節は、切米甲付候、

甲<sup>一</sup> 何<sup>一</sup>国ニ所持致候とも可為反故候事 何<sup>一</sup>国米ニ而も限月現米相

渡シ可申候、尤米品位ニ応し直段開き之儀は、問屋中申談之

上、兼而直段相定置候通ニ而、無故障請取渡シ可致候、專一

限月中途にて一己之損徳ニ拘リ、時之人氣を外れ不相当に直

段買取、又は直段売崩し等いたし候もの有之候節は、取調子

之上即刻現米請取渡可申付候事

甲<sup>一</sup> 一米<sup>一</sup>五 其外諸荷物請取渡之儀ニ付、万<sup>一</sup>不法之義申者有之候は

乙<sup>一</sup> 取調子之上問屋株取揚ケ、諸商内差留過料申付候事

乙<sup>一</sup> 一市中浜之外、他所浜ニ而請引不相成候事、入船物相渡候節

は、受方より申出候浜へ水揚可致候事

但請方自己ノ勝手ヲ以、刎候儀ハ不相叶候事

一米請渡ノ儀、限月翌二日迄ニ是非トモ相濟シ可申候、若不都合ニテ延引相成候ハハ、諸雜費等相弁シ候儀ハ勿論、別段過料金トモ掛ケ候事

但無奈儀訳ニテ、双方ヨリ申立候ハハ、米切付候事

一限月大ノ月ハ二十五日、小ノ月ハ二十四日ニ至リ候得ハ、売買双方ヨリ、手締ノ為メ、高下ニ不拘、米拾石ニ付金拾兩ツ、増入金致事

但増入金不致ハハ、米切付候事

一現米売買ノ儀ニ付、仮令何様ノ不時高下有之候トモ、定法ノ通り、無異議致受渡候事

但万一數日致休商候程ノ時變有之節ハ、米拾石ニ付、増金

乙<sub>13</sub> 一米請渡之義ニ付、藏方銀主先へ相頼み藏出入妨致候もの有之、以後右様之者於有之は、取調子之上、急度可申付候事、

乙<sub>18</sub> 正米請渡之義ニ付、双方問屋立合、定法ニ而無故障、請取渡可致候事

乙<sub>15</sub> 一売買共、限月末方迄持越し米之分は、正米請引勿論之事ニ候

条、為締之廿七日場所引方相濟次第、高下ニ不拘増入金として、百石に付金拾兩宛、双方より差入可申候、兼而御定法之通、廿九日より歩境ひ二日限、正米請渡可致候、專一五日を<sup>(方)</sup>過候ても、不法之儀申候もの有之候節ハ、御定法之通申付候

乙<sub>16</sub> 事

一限日十五日限之儀は、十八日限り正米請渡可致候、專一廿二日を過候而、不法之義申者有之候候節ハ、御定法之通申付候

事

但し増入金之義は、十一日引方相濟次第、金拾兩宛差入可

申候事

甲<sub>17</sub> 一米穀諸荷物限月ニ至リ、現品請取渡し之儀は勿論之事ニ候、

專一問屋之内、買備相成兼候分ハ、時之出来商内相庭を以、

問屋中申談し、故障無之様取引可致候事

二十兩ツツ掛合、取組米建賃候事

一 売買立会中、御印札無之者迄、場所へ罷出候得ハ、混雜致候

ニ付、必立交候儀ハ不相叶候事

但 当人病氣ニテ、代人差出候節ハ、名前書相認、会所へ点

合置候事

一 税金相減シ候為メ、売買高申偽リ、万二不正ノ取扱致候向有之候ハ、問屋ハ勿論商人トモ屹度当罪被仰付候事

一 豊凶其外天然自然ノ道理ニテ、高下致候儀当然ニ候得共、人

作手段ヲ以惑乱為致、世間不釣合ノ飛直ニ相附ケ、或ハ定則

相背不法相働候輩売買差止メ、猶至儀ニ寄り嚴重ノ御処置被

仰付候事

規則書（以下規と略す）第一条は、標準米（御蔵擬津米）、取引単位（十石建）、手附金・追入金の規定である。前

売買定法（以下定法と略す）甲第一条も同内容の規定であるが、異なる点は、標準米の指示がないこと。取引単位が百石建であることで、この取引単位は、堂島の旧帳合米取引の単位である。

規第二条は、限月限日決済の手続きを規定し、受方は代金、渡し方は米の銘柄と所在の蔵名を書面にして、それぞれ会所に提出することで、違反者には過怠金を課すること、その他を規定している。これに見合う定法条文は甲第十四条であつて、「何国何米ニても限月現米相渡し可申」とあり、先に標準米の規定がないために、このような表現に

堂島米会所と「正米受引の仕法」（津川）

三五

乙四 一 前廉定法にも有之、大高下及大石ニ受渡之差支ニも可相成節

ハ、限月中途ニ而米請渡之定法、廉々可申候事

甲一八 一 問屋株不致所持候ものは、売買不相成候事

乙二一 一 於当会所ニ商内不致、場所之妨をいたし候者も有之由相聞

ハ、已来右様之もの見聞之上、急度可申付候条、心得違無之

様出精可致候事

なっているが、これが「正米受引の仕法」と名付けられる定法の根幹である。なお同条には罰則がなく、第二段で米品位格付け、つづいて、限月中途での買廻り、売崩しでの売買とけあいに不都合な行為をいましめ、即刻現米の受渡しを命ずることに止まっている。罰則については、定法甲十五条で一括規定し、株取あげ、商内差留、さらに過料を課するとしているが、過料の額は示していない。

規第三条は、受渡し米書き出しと現物の異なる場合の過料と受渡場所の規定である。定法で前段の過料に見合う規定はなく、後段受渡場所については、乙第九条に規定されている。

規第五条は、蔵本米以外の枿廻し、第六条は濡沢手米・輕俵の値引の規定と芻米の禁止である。定法には、この種の明確な規定はない。ただ乙第八条に双方問屋立会の上、定法どおりの受渡しを致させることのみが規定されている。

規第七条は、米受渡しの猶予期間、第八条は、手締めの為の増入金の規定である。定法では乙第五条・第六条に同様の規定がある。しかし規則書では、受渡しは限月翌二日までに是非とも受渡しと規定するも、定法では、原則として二日限りとするも、さらに三日の猶予を加えて五日限りと寛容である。また増入金額についても同様で、堂島では十石に付き十兩、赤間関では百石に付き十兩とゆるやかである。

規第九条は、取組米の貫徹であって、どのような不時高下があろうとも、受渡しし、取組米は建てつらぬくと強く規定している。定法では、類似の規定はあるが、これ程に強い態度の表明された規定はない。すなわち、甲第十七条の規定では、問屋のうち買備えができかねるものは、時の出来商い相場で決済すること。乙第四条で、相場の高下、取引高の太石になって、受渡し差さわりになるような場合には、限月中途で受渡し、取引取組をつらぬかない規定がある程である。

規第十条は、仲買人資格の規定で、定法甲第八条・乙第二条がそれぞれ同様のことを規定している。

規第十一条は、税金負担を軽減せんための不正の禁止、第十二条は、作為的な相場の高下、惑乱の禁止であつて、定法には、仲買人税に関する規定のないのは当然であり、作為的な奸計をいましめる文言は充分に、省略したか条に唱われている。

つぎに、堂島米会所の同規則書と、明治二年（一八六九）六月の東京貿易商社<sup>⑦</sup>米規則を比較しよう。

東京貿易商社米規則

一 武州米二十五俵 但四斗入

一金式拾兩也二十五俵一通ニ付証抛金

一金拾兩也 二升高下追敷金

右限日ニ至皆米請取渡之事

一米売買十通以上即刻半敷金差入可申、猶又相庭時宣ニ寄、敷金為相増候義モ可有之、其旨相心得可申事

但請渡之義ハ、大ノ月晦日小ノ月二十九日、分金会所へ相

納、米渡方米銘柄蔵付差出可申、尤モ米請取渡場所当社中蔵

其外深川蔵所ニ相限候事

右刻限及遲滞候欵、又ハ違約之者ハ為過怠金一兩ニ付三升

宛取上ケ、相手方へ渡シ可遣事

一米取引廻シ方等、都テ市中通之事

堂島米会所と「正米受引の仕法」(津川)

常島規則書

一 御蔵授津米 拾石建

売買手附金五兩、即日会所へ差入可申事、但二兩二歩高下有之候ハ、追入金可致、若入金及延引候時ハ米切付候事

一 限月正午刻限・請方ハ会所へ代金相備エ、渡シ方ハ米ノ銘柄

蔵付相認差出候事但刻限致延引候ハ、過怠トシテ代価高ノ

三歩取上、相手方へ差遣シ候、尤モ双方共不都合ノ節ハ、右

金双方ヨリ会所へ取上ケ致無帳ニ候事

一 蔵付米若相違候ハ、過料代金高三歩ツツ取上ケ、受方へ差

遣シ候事

但米請渡場所ノ儀ハ、大阪四組内ニ限候事

一 代米格付ノ通請渡可致候事

一 諸蔵本米ノ儀ハ、辨ニ不及致受引候得共、其ノ余ノ米ハ、市

一 当会所類焼之節ハ、日員十日限ニ仮会所出来為致候迄、双方二十五俵ニ付増敷金貳拾兩宛掛合セ、相庭立抜限日ニ至米請渡之事

一 御停止被仰出候共、右同断之事

一 連月休日張出シ書之外無之事

一 何様ノ不時天災ニテ、一時之荒高下有之候共、売買約定日限急度取引申付候事

一 当会所手附仲買之者一同売買注文請候節ハ、前条之通客先へ申聞置、面々承知之上注文筋売買可致事

一 当会所取締並ニ取扱方之儀ハ、頭取肝煎差配方ノ衆ヨリ差函ヲ請可申事

右議定之旨一統厚相心得、前書簾々無違失相守可申事  
明治二己年六月

中通用ノ通り計リ立、石ヲ以受渡シノ事

但請渡ニハ、会所ヨリ立会候ニ付、掛取等致候者会所ヨリ差出候事

一 濡沢手米、輕俵ノ儀ハ、相当ノ直引相付可申候、尤モ大毛入、其外格別ノ悪米ハ請引不相成候事

但請方自己ノ勝手ヲ以、勿米致候儀ハ不相叶候事

一 米請渡ノ儀、限月翌二日迄ニ是非トモ相濟シ可申候、若不都合ニテ延引相成候ハ、諸雜費等相弁シ候儀ハ勿論、別段過料金トモ掛ケ候事

但無余儀訳ニテ、双方ヨリ申立候ハ、其時ニ応シ、衆議ノ上日延相成候事

一 限月大ノ月ハ二十五日、小ノ月ハ二十四日ニ至り候得ハ、売買双方ヨリ、手締ノ為メ、高下ニ不拘、米拾石ニ付金拾兩ツツ増入金致候事

但増入金不致ハ、米切付候事

一 現米売買ノ儀ニ付、仮令何様ノ不時高下有之候トモ、定法ノ通り無異議致受渡候事

但万一數日致休商候程ノ時變有之節ハ、米拾石ニ付、増金二十兩ツツ掛合取組米建實可申事  
(以下略)

明治三年午十二月

堂島の規則書はすでにみたとおりでである。東京貿易商社米規則（以下米規則と略す）では第一条に、標準米・取引単位・売買証拠金・追敷金を規定し、手附金・追入金の名称が異なるだけで、地元米を標準米とし、十石建とすることは同様である。ただ米規則では、さらに第一条中に、「限日に至り皆米請取渡し之事」をあげていることで、規則書ではこのような端的な表現がなく、第二条に代金・米銘柄蔵付書面を会所に相備えることの規定があることの相違である。

米規則第二条は、敷金、増敷金・受渡し手続き、受渡し場所・遅滞過料の規定である。その内容は、規則書では第一・第二・第三・第八の各条に細分規定されていて、細部にわたっては若干の相違がある。すなわち、売買証拠金は東京は十石につき二十両、過怠料は一両につき三升、米十石に二升の高下のある場合は十両の追敷、堂島では手附金は五両、過怠料は金高の三歩、追入金は十石につき二両二歩高下の場合と、金高・表現にちがいがあつた。また受渡し限日についても、米規則「大ノ月晦日・小ノ月二十九日」、規則書「大ノ月ハ二十五日、小ノ月ハ二十四日」と最終日をあげるのと、五日の猶予を見るのとのちがいがあつた。

その他、米規則第三条以下、規則書第四条以下、の各条は、必ずしもその内容規定は合致しないが、重要な点で同一の考え方になりつつ規定がある。すなわち、米規則第四・第七条と規則書第九条の規定である。会所類焼の節であっても、双方十石につき二十両づつの増敷金を掛けあわせ、相場たてぬき、米の受渡しをおこなうこと、不時天災による荒高下があつても、売買約定日限には屹度取引き申し付けることと、堂島のたとえ如何様の不時高下があつても異議なく受渡しをさせること。数日も商いを休まねばならぬ程の時変があつても、米十石につき二十両づつの増金を掛けあわせ、取組米をたて貫くこととの合致である。この点については、さきの赤間関「前売買定法」と規則書の比

較のとうり、まったく考え方なり、規則を異にしている。

東京貿易商社米規則と堂島米会所規則との基本的な類似は、前者の明治四年四月改正にかかる米規則全第十九則と、後者の同年同月改正にかかる規則全二十七条を比較すると一層あきらかになる。参考までに掲げておくと、次のとおりである。

東京貿易商社米規則

第一則

一 武州米拾石建 但四斗入 式拾五俵

但代米ヲ以テ諸払致候節ハ、其年之豊凶ニ随ヒ、米性合ノ善悪、上中下之格付書出シ置、売人ノ所持米都合ニ任セ格上ケ格下ケ、算当ヲ以テ請渡可致、尤モ支那米ハ代米ニ不致事

第二則

一金式拾兩也 拾石建切手壹通ニ付、証抛金雙方ヨリ差出可申

事

一金五兩高下追差 米価五兩高下有之節、売買損方ノ方ヨリ増

証抛金ニ差出可申事

右証抛金之儀ハ翌日第十時限相納可申事

右売買諸入用並手数教世話料 拾石ニ付銀式拾匁右期限ニ至

皆米請渡之事

第三則

堂島米会所規則

一 御蔵撰津米十石建

但シ売買手付金一割ノ見積リヲ以テ即日会所へ差入可申事  
一米十石ニ付、金高五分ノ高下有之候へハ、追入金五分差入可申事

但追入金差入不申候へハ、其時ノ直段ヲ以て売買、米切付候

事

一 売買米請渡期限、一ケ年四度相定候事

但シ限月大ノ月晦日、小ノ月二十九限リノ事

一 限月正午刻限ニ、請方ハ会所へ代金相備へ、渡方ハ米ノ銘柄

・藏付相記差出候事

但シ右刻限延引致候へハ、過料トシテ代価高三分取上ケ、

相手方へ差遣候、尤双方共不都合ノ節、右金双方ヨリ会所へ

取上ケ、無帳ニ致候事

一 蔵付ノ米若シ間違候へバ、過料トシテ代金ノ高三分宛取上

一米売買切手拾通以上ハ即刻半証掘金差入可申、残半金之儀ハ前条之通翌日第十時限迄ニ相納可申、尤相場時宜ニ寄、証掘金為相増候儀モ可有之、其旨兼テ相心得取引可致事

第四則

一品請渡之儀ハ大ノ月ハ晦日、小ノ月ハ二十九日第十時限、渡方ハ米銘柄蔵附差出可申事 請取方ハ九分通内金納可申事

右米請取渡場所当社中之蔵々其外深川蔵所ニ相限り可申、石違並ニ刻限遲滞之者ハ為過怠、金苞両ニ付米三升宛取上ケ相手方へ相渡可遣事

第五則

一米取引廻シ方ハ都テ市中通取引之事

第六則

一翌日蔵見分相濟候上ハ買方ノ者ヨリ殘金壹歩ハ相納、売方方へ九分金相渡可申事

第七則

一売方ハ壹歩金並ニ双方仕切金之儀ハ、米俵數請渡相濟、腐化沢手其外共立会濟之上勘定相可申事

但十日目限蔵出シ可致、雨天日送蔵敷料ハ朝日ヨリノ分売人ヨリ差出シ可申事

堂島米会所と「正米受引の仕法」(津川)

ゲ、受方へ差遣シ候事

但シ米請渡シ場所ノ義ハ、大阪四組ニ相限り候事

一現米請渡ノ義、御蔵米ノミニテハ引足り不申候ニ付、何国米ニテモ代米相備へ、異議ナク引受致シ候事

但シ代米ハ衆議ノ上、共ニ品位格付致シ置キ候ニ付、何米ニテモ苦シカラス候、尤モ唐米ハ相用ヒス候事

一代米義、自然格付ニ相洩レ候米まいり候節ハ、物社中入札ヲ以テ品位相極メ候事

一諸蔵本米ノ儀ハ榭例ニ及ハス受引致候へトモ、其余ノ米ハ御蔵通用ノ通り計り立、石ヲ以テ請渡ノ事

但シ請渡シニハ会所ヨリ立会候ニ付榭取・秤取等致シ候者ハ、会所ヨリ差出候事

一濡沢手米・輕俵ノ儀ハ、相当ノ直引相付可申候事、尤大毛入、其外格外ノ悪米ハ引受不相成候事

但シ受方自己ノ勝手ヲ以テ、刎米致候義不相叶候事

一米受渡ノ義、限月翌二日迄ニハ是非トモ相濟シ可申候、若シ不都合ニテ日延相成候へハ、諸雜費等相弁シ候義ハ勿論、別段料金ヲモ相掛ケ候事

但シ余儀ナキ訳ニテ、双方ヨリ申立候へハ、其時ニ応シ、

## 第八則

一 取引之儀ニ付、規則ニ相背候者有之節ハ売買取組証拠金ハ不申及、身元金ヲ以テ勘定相立、不足有之候得ハ、請人ヨリ為相償、約定ノ通り屹度取引為致可申事

## 第九則

一 相庭所類焼之節ハ、日數十日限、仮会所取建、相場立抜、期限ニ至、規則之通米請渡可致事

但御停止被仰出候共前同断之事

## 第十則

一 限月相場手附仲買人、売人身元金五拾兩宛預り候事

但社中組合ニ候共、限月手附之内へ加入不致候者ハ、売買

不相成候事

## 第十一則

一 売買高多数ニテ相庭不平ニ可到儀モ見聞致候節ハ、取調ノ

上、買附積附等証拠金差出候上ニテ、売買可為致候事

## 第十二則

一 張出シ書之外連月休日無之事

## 第十三則

一 何様ノ不時天災ニテ格外ノ高下有之候共、約定日限屹度取引

## 衆議ノ上日延相成候事

一 限月大ノ月ハ二十五日、小ノ月ハ二十四日ニ至リ候ヘハ、売買双方共手続ノタメ、高下ニ拘ハラズ、十石ニ付キ金十兩宛増金致候事

但シ増入金不致候ヘバ、米切付候事

一 現米売買ノ儀ニ付、仮令何様ノ不時高下有之候トモ、定法ノ通り異議ナク受渡致候事

但シ万一數日休業致候程ノ時變有之候節ハ、米十石ニ付増

入金二十兩宛歩ヲ合セ、取組米貫キ可申候事

一日々売買ノ儀、辰刻ニ立会、午刻ニ引取候事

一 当会所仲買ノ義ハ、真ニ宿弊相放レ、安直ノ商法相営ミ候様、改メテ人選致候事

但シ他邦商人タリトモ、身元慥カナルモノニテ、請人相立候ヘハ、社中へ相加ヘ候事

一 問屋仲買ノ義、追々十五人ヲ一組ニ致シ、組々ニ肝煎一人、

同加役一人宛、入札ヲ以テ相定候事

但シ社中ノ内、不勘定ノ義等無之様堅ク申合置可申候、万

一 不束ノ義出来候節ハ、其社中ニテ正路ノ取扱ヒ致シ他方ハ

迷惑相掛不申様、速ニ相捌キ候事

可致事

## 第十四則

一当社手附仲買之者一統、売買註文請候節ハ、前条之通り客先へ申聞置、銘々承知之上註文筋売買可致、其余規則ニ相悖リ候売買註文請候儀堅ク不相成候事

## 第十五則

一日々刻限無違滞罷出、神妙ニ立会可申、若不參之者有之共、刻限ニハ相場相立候間、跡ニテ彼是若情申聞候共取用不申候事

## 第十六則

一仲買召仕之外、手代り貸名前ニテ商内差出候儀不相成候事

## 第十七則

一場所立会之上取組商内有之者ハ、帳面改ニ受引取可申、若等閑ニ致シ、翌日ニ至相違ノ趣等申出候共、取用不申候事

但帳廻シ差出シ廻シ共決シテ不相成、帳外ノ取引ハ不申及、如何敷儀有之ニ於テハ、申立屹度御沙汰有之候間、其旨相弁心得違無之様可致事

## 第十八則

一証拠金預り切手等、大切ニ所持可致、万一紛失ニ及候節ハ、

堂島米会所と「正米受引の仕法」(津川)

建米及ヒ仲買人ノ規定等ハ既ニ掲ケタリ、而シテ尚ホ場立チ並ニ税金等ノ定メアリ、則チ左ノ如シ

一当会所問屋・仲買ノ義ハ、改メテ御印シ札御下ケ渡被下度候事

但シ御印札冥加金トシテ、益歳暮トモ人別金ニ歩宛上納仕候事

一売買立会中、御印札無之者マテ場所へ罷リ出テ候へハ、混雜致シ候ニ付、必ラス立交リ候儀不相叶候事

但当事人病氣等ニテ代人差出シ候節ハ、名前書相認メ会所へ掛合ヒ置キ候事

一日別売買書留候手帳、問屋・仲買人別へ相渡候条、御改印御突入被仰付可被置候、手帳無之商人ノ義ハ、売買差留可申候事

一売買問屋口銭金ノ義ハ、米十石ニ付金一朱宛定メノ事

一米百石ニ付、日仕舞税金五匁宛ノ事

但シ金一兩代銀六十匁立ニシテ、売買双方ヨリ二匁五分宛相納メ候事

一夜越取組米百石ニ付、税金日別二十目宛ノ事

但シ同断売買双方ヨリ十匁宛相納候事

期月仕切金之請渡者相除可申事

但切手紛失ニ及、其段相届候得ハ、帳面へ相記印形取置、

期日過六ヶ月相立、弥不出候得ハ、慥成証人取、之金子相渡

可申事

第十九則

一 売買取締並取扱之儀ハ、頭取肝煎差配方ノ者ヨリ差図受可申事

右件々御規則承知仕候、万一心得違之儀モ有之候得ハ、御規

定ノ御処置ニ相成候共、申分無之候、依テ一同調印仕置候、為

後日仍如件

明治四年辛未歲四月 米仲買連印

一 税金ノ義ハ、限月決算ノ上、上納可仕候事

但し一ヶ年四ヶ度上納ニ相成リ候事

一会所取締リノ為メニハ、夫々役目ヲ附ケ、数人ノ手代差配方

ニ相立テ、万端私共引受ケ、聯カ疎略無之様取扱任リ候事

但シ右手代其外何レモ相当ノ給料差遣シ可申事

一 税金相減シ候タメ、売買高ヲ申偽リ、万一不正ノ取扱ヒイタシ候向有之候ハハ、問屋ハ勿論商人下モ屹度当罪被仰付、当日

売買ノ米残ラス御取上ケ被仰付候事

一 大凶年等ニテ、米價格別沸騰ノ節ハ、何時御取上ケ被仰付候

トモ差支候義無御座候事

一 豊凶ノ外、天然自然ノ道理ニテ、高下イタシ候義ハ、当然ニ

候ヘトモ、人作手段ヲ以テ惑乱致サセ、世間不釣合ノ飛ヒ直

等相付ケ、或ハ定則ニ相背キ不法相働キ候輩ハ、売買差留

メ、猶ホ至議ニヨリ嚴重ノ御処置被仰付度候事

一 帯刀人問屋へ罷越シ、売買取組ミ相談被致候トモ、相断リ可

申事、自然其儀承諾無之候節ハ、早速御届ケ可申上候

右ノ通りケ条ヲ以テ、現米売買奉願上候ヘトモ、取行ヒ候上

ニテ自然差支ヘノ廉等有之候節ハ、時々伺ヒ奉リ、漸々規則改

メ候様仕度奉存上候、以上

明治四年末四月 役員連名

大阪府においては、明治二年二月、布令第十二号をもって、「正米売買之外空米石建並帳合商内取組之儀ハ向後堅ク被禁候也」と、一切の定期取引を禁止し、この後昔日の帳合米・石建米・空米取引は許されることがなかった。同四年四月七日、常島米会所の取建の達にも、「今般於堂島正米会、所取建米商人共売買差許」とあって、それはあくまでも正米会所であった。しかしながら、すでに前記した諸規則の比較で明らかのように、正米会所とはいえ、正米取引が、「即日代銀・切手取渡しする」いわゆる正米取引ではなく、三々四々月間の期間内に取引をおこない、限月限日に正銀正米を受渡しする正米限月売買取引であって、帳合米取引と正米取引を一纏めにした取引方法である。

ところで、大阪府以外の府県においては、明治二年二月から同四年四月の間に、正米取引以外の取引が許可された事例がある。それは東京府の場合であるが、明治二年六月二十四日、東京貿易商社に対し、正米限月売買取引を許可していることである。もっとも同年十月には一時中止を命ぜられ、明治四年三月に再許されるまで、限月取引はみられなかったが、一兩年の間に、堂島米会所に先行する事例はあったわけである。したがって、帳合米取引のように、限月限日に帳簿上での差金決済による取引方法を、あるいは空米取引のように、いうなれば虚の取引と看做された取引を、実の取引、すなわち正銀正米を受渡し正米限月取引に改正し切り換えるためには、堂島米会所としても、自己の旧仕法をかえりみ、他の多くの前例を参考し斟酌したであろうと考えられる。

当時、米会所開設について、政府の態度をみるに、それは明治四年の大蔵省の太政官に稟申した文面<sup>⑤</sup>によりとることができるといえる。

四月二日東京商社ヲシテ米価ヲ競射シ之レカ売買ヲ予約スル商業開管セシムル事宜ヲ太政官ニ稟申ス。

本省稟申ニ曰ク、頃來米穀ノ時価ヲ査察スルニ、漸次ニ諸藩ノ發糶ノ減少スルヨリシテ、東京・大坂両府下ノ市情ノ自カラ衰微ニ赴ムク有ルハ即チ必然ノ理勢ナリ。客歲以來、東京府下築地互市場ニ於テ、外国商人ノ舶載米ノ時価ヲ競射シ、内国商人頼テ以テ所謂ル空米売買ノ禁例ヲ規避スル者有ルモ、官府方策ノ之ヲ防遏ス可キ無キヲ奈何セン、如カシ東京商社ヲシテ限期売買ノ商買ヲ開管シ、期月ニハ必ス見米ヲ以テ其ノ売買ノ契約ヲ実行セシメ、而シテ市詛ノ幣資ヲ防ク可キ嚴則ラ之レニ授付センニハ。果シテ此ノ如クセハ、則チ各地方ノ糶米ヲ府下ニ輸送スル者必ス多キヲ加ヘ、大ヒニ商業ノ便益ヲ起シ、市中ノ繁盛ヲ助ケ、随フテ外国商人ノ市詛ヲ為ス者ヲ防制スルニ足ラン、是レ即チ実ヲ以テ虚ヲ庄スルノ方略ト為ス。我省・民部省乃チ東京府ニ商議セシニ、共ニ異見無キヲ回答セリ。乃チ將サニ商社ニ命シ不日ニ開業セシメントス。大坂ノ如キハ大蔵少輔井上馨適マ其ノ地ニ在ルニ因リ、親シク大坂ノ市情ヲ目撃シ便宜ニ東京ト同シク限期売買予約ノ規程ヲ設ケ以テ之ヲ施行セシム可シ。蓋シ且今米価漸ク低下スルヲ以テ糶米ノ糶売ニ支障セン、宜ク嚴法ヲ設ケ、券票ヲ把テ糶売シ売買流通共ニ便利ヲ得セシムヘキナリ、乃チ予メ之ヲ稟申ス。

因テ大蔵少輔井上馨ニ牒報シテ曰ク、米価競射ノ事項ニ関シ大政官ニ稟申スル別録ノ如シ、是レ裁可ヲ待チ而ル後ニ施行ス可キ者ニ非ラス、故ニ批令スル無キモ朝議ノ之ヲ允可セルヲ弁官ヨリ我省ニ報知セリ、因テ其ノ写本ヲ転致ス、宜ク大坂府下ノ市情ヲ熟察シテ便宜ニ米価競射ノ商業ヲ開管セシムヘシ本月四日。

右によつてみるに、明治三年十二月、東京築地の市場での外米価格による空米取引を防止する方法を、東京府・民部省に諮問し、同意を得た方法が「限期売買予約ノ規程」であつて、いうところの正米限月売買取引である。大阪の場合は、在阪中の井上馨にその一切がまかされ、「大阪ノ市情目撃シ便宜ニ、東京ト同シク限期売買予約ノ規程ヲ設ケ」、「宜ク嚴法ヲ設ケ、券票ヲ把テ糶売シ売買流通共ニ便利ヲ得セシム」べしとの牒報で、稟申允可の写本を添付し

て、井上に達しているわけである。したがって、大阪の实情にあった便利の法を設ける斟酌の余地は井上に残され、東京と全く同じの仕法を設けよとするものではなかった。とすれば、彼井上は後に先収会社を起し、自から米穀輸出の業にあたる程の才をそなえた人であっただけに、同長州出身の磯野小右衛門とはかり、赤間関の「正米受引の仕法」を組み込む余地は充分にあるとみなければならぬ。しかしながら、政府先導の米会所開設であることから、やはり先例東京商社の事例への比重を重くみるべきではなかるうか。

註① 経済論集二〇—四

② 大阪市史第五「稲の穂」 六〇〇ページ

③④ 右同 五九四ページ、大阪商業史資料 第二〇巻 十七丁

⑤ 右同 五九五ページ 右同十九丁

⑥ 長府図書館所蔵 遠操会叢書第五 福井正満編『関湊繁栄録』昭和九年九月発行

下関市史 藩制—明治前期 一四四—一五〇ページ

⑦ 東京開商会社をさす。明治三年十二月二十五日 東京商社と改称

⑧ 「外編大蔵省沿革志 通商司第一」明治前期財政経済史料集成 第三巻 二九九ページ

後記 本稿は昭和四十七年度文部省科学研究費の交附をうけた「近代における大阪堂島米穀市場」の研究成果の一部である。